

令和8年度天竜協働センターまっりの出店に関する要項

1 目的

天竜協働センターまつり（以下「協働センターまつり」という。）における出店及び商品の販売を通じて、地域の賑わいの創出及び地域住民相互の交流と一体感の醸成を図ることを目的とします。

2 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月1日（日）午前9時00分から午後2時00分まで
- (2) 場所 天竜協働センター敷地内のうち、天竜協働センター地域ふれあいフェスタ事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する区画
- (3) 出店区画

1区画の大きさは、幅約4.2メートル、奥行約4.0メートルとします。なお、本区画は駐車場2台分のスペースですが、車止め等の関係により、実際に使用できる有効範囲の寸法となります。また、会場の状況等により変更する場合があります。

※ テント等による出店のほか、キッチンカー（移動販売車）による出店も含みます。キッチンカーによる出店であっても、本要項及び別添遵守事項のすべての規定が適用されます。

3 開催中止の判断

- (1) 荒天や災害等が事前に予測される場合
令和8年10月30日（金）正午までに決定します。
 - (2) 協働センターまつり開始後に急な天候不良や災害等が生じた場合
その時点で実行委員会が中止を判断します。
- ※ 決定結果は、出店責任者へ直接又は電話により連絡します。

4 出店料

出店料は、出店時間及び出店場所にかかわらず、1区画当たり500円とします。なお、出店料の納入時期及び納入方法については、出店結果通知時にお知らせします。

5 出店時間

出店時間は、午前9時00分から午後2時00分までとします。出店時間中は、できる限り継続して販売を行うようご協力ください。

販売終了後の退場は、午後2時00分以降とします。なお、出店時には、出店許可書及び駐車許可証を提示してください。また、キッチンカー（移動販売車）は、駐車許可証も併せて提示してください。

6 中止時の対応

- (1) 荒天や災害等により、協働センターまつり開始前に実行委員会が中止を決定した場合は、

出店料を返金します。ただし、出店準備に要した費用その他これに伴う経費については補償しません。

- (2) 協働センターまつり開始後に、荒天や災害その他実行委員会の責に帰さない事由により中止となった場合は、出店料は返金しません。また、これにより出店者に生じた損害についても補償しません。

7 出店条件

出店者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- ① 出店に必要なテント、机、椅子、調理器具その他資材及び備品は、すべて各自で用意してください。
- ② 備品等は指定された区画内に収まるよう設置してください。
- ③ 販売品目に応じて、保健所その他関係機関において必要な許可、届出等の手続きを行ってください。
- ④ 食品を販売する場合は、食品衛生法その他関係法令を遵守してください。
- ⑤ 電気の使用は可能ですが、協働センターからの電源供給は延長ケーブルによる対応を想定しています。使用する電気機器及び消費電力は、事前に申告し、実行委員会の承認を得てください。なお、協働センター全体の電力供給可能量の関係上、使用内容等について調整させていただく場合があります。調理器具等を使用する場合は、必要に応じて発電機等を各自で用意してください。
- ⑥ 火気や燃料（ガス、ガソリン等）を使用する器具等を取り扱う場合は、店舗ごとに消火器を設置してください。なお、消火器が設置されていない場合は、火気又は燃料の使用を認めません。また、火気・燃料・発電機の使用内容は、会場配置及び安全管理の都合上、必ず事前に申告し、実行委員会の承認を得てください。なお、安全確保のため、会場内での発電機や車両等へのガソリン・燃料の給油（継ぎ足し）行為は一律禁止します。
- ⑦ 出店に伴い発生したごみは、各自で回収し、持ち帰ってください。
- ⑧ 宗教活動、政治活動その他公序良俗に反する行為を行わないでください。
- ⑨ 酒類の販売は認めません。

8 出店の取消し

次のいずれかに該当すると実行委員会が認めた場合、出店許可を取り消すことがあります。なお、出店許可を取り消した場合であっても、既納の出店料は返還しません。また、このことにより出店者に損害が生じた場合であっても、実行委員会は一切の責任を負いません。

- ① 第三者に出店に関する権利の全部又は一部を譲渡し、又は転貸した場合
- ② 出店申込書又は誓約書の記載内容に虚偽があると認められた場合
- ③ 出店申込書に記載した内容と実際の出店内容が異なる場合
- ④ 暴力行為、反社会的行為又はこれらに類する行為を行った場合
- ⑤ 宗教活動及び政治活動その他公序良俗に反する行為を行った場合
- ⑥ 酒類（飲用目的のもの）、危険物、刃物、生き物、模倣品、医薬品、手作り化粧品（石鹸等）

など、来場者の安全を損なうおそれのある物品を持ち込んだ場合（ただし、事前に承認を得た燃料等を除く。）、又は承認を得た燃料等の管理を怠り、安全管理上重大な支障を生じさせた場合

- ⑦ 音、振動、臭気等により周囲に著しい迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある場合
- ⑧ 実行委員会の指示に従わず、本要項若しくは遵守事項に違反した場合又は出店行為が会場運営若しくは来場者の安全確保に重大な支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認められる場合

9 免責及び損害賠償

- ① 出店者が持ち込んだ物品（貴重品を含む。）の盗難、紛失又は破損については、その原因のいかんを問わず、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ② 天変地異、関係機関からの指導その他実行委員会の責に帰することができない事由により開催が中止された場合、実行委員会はその損害について一切の責任を負いません。
- ③ 出店者が協働センターの建物、出店場所又は備品等を汚損、破損若しくは紛失した場合は、その損害の全額を賠償していただきます。
- ④ 出店者が本要項に違反し、実行委員会に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償していただきます。
- ⑤ 実行委員会の責に帰すべき事由により出店者に損害が発生した場合は、実行委員会は受領した出店料を限度として賠償するものとします。ただし、機会損失その他の逸失利益については賠償の対象としません。
- ⑥ 出店者相互又は出店者と第三者との間で生じた紛争については、当事者間で解決するものとし、実行委員会はその責任を負いません。ただし、実行委員会の責に帰すべき事由がある場合を除きます。
- ⑦ なお、万が一食品の販売に起因する食中毒その他の事故が発生した場合は、出店者の責任と費用において対応するものとし、実行委員会の責に帰すべき事由がある場合を除き、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ⑧ 出店に起因して来場者その他第三者に損害を与えた場合は、出店者の責任及び費用において対応するものとし、実行委員会の責に帰すべき事由がある場合を除き、実行委員会は一切の責任を負いません。

10 安全管理

- ① 出店者は、自らの責任において防災、防犯その他安全管理を行ってください。防災、防犯上必要がある場合は、荷物又は機材の移動をお願いすることがあります。
- ② 食品を取り扱う場合は、十分な衛生管理を行ってください。
- ③ 火気又は燃料を使用する場合は、周囲の安全を十分に確保し、適切に管理してください。

11 出店後の原状回復

出店終了後は、使用前の状態まで原状回復するとともに、出店場所及びその周辺の清掃を行っ

てください。

12 その他

- ① 販売価格は、協働センターまっりの趣旨を踏まえ、各出店者において適切に設定し、来場者に分かりやすく表示してください。なお、社会通念上妥当な価格設定にご配慮いただくとともに、来場者が親しみやすい良心的な価格設定にご協力ください。
- ② 販売品目が他団体と重複する場合は、実行委員会において内容を調整させていただくことがあります。
- ③ 出店区画の位置及び配置については、実行委員会が決定します。
- ④ 応募多数の場合は、販売品目の重複、出店内容、会場運営上の都合等を考慮し、実行委員会において総合的に判断します。なお、選考にあたっては、地域（和田・中ノ町地区）内に居住又は活動している個人、団体又は事業者を優先することがあります。
- ⑤ 本要項に定めのない事項については、実行委員会の指示に従ってください。

13 申込方法及び期限

（１）提出書類

出店申込書、誓約書（食品を取り扱う場合は、営業許可書（許可を要する場合に限る。）の写し、食品衛生責任者証の写し及びＰＬ保険（生産物賠償責任保険）証券等の写しを添付してください。）

（２）申込期限

令和８年８月２８日（金）午後５時まで（必着）

※受付時間：月曜日から土曜日（祝休日を除く）午前９時から午後５時

（３）提出先

天竜協働センター地域ふれあいフェスタ事業実行委員会事務局（天竜協働センター内）へ持参してください。

14 出店の可否

出店の可否及び区画の配置については、締め切り後、実行委員会で審査・調整の上、令和８年９月１０日（木）までに出店申込書に記載された申請者に通知します。

令和８年６月１６日制定

(別添) 運営時の遵守事項について

本遵守事項は、「令和8年度天竜協働センターまつりの出店に関する要項」を補完するものであり、出店者は本遵守事項を遵守してください。なお、本遵守事項はテント等による出店者だけでなく、キッチンカー（移動販売車）による出店者にも一律に適用されます。

また、本遵守事項は、食品販売、物品販売、展示、体験その他すべての出店形態に適用します。ただし、食品衛生に関する規定は、食品を取り扱う出店者に限り適用します。

1 出店運営時の留意事項

(1) 搬入・搬出

- ・搬入及び搬出は、来場者の安全に十分配慮し、混雑する時間帯を避けて行ってください。
- ・搬入及び搬出のルートは、実行委員会の指示に従ってください。
- ・商品等の搬入時に車両の荷台を開閉する際は、周囲の安全を確認し、必要に応じてカラーコーン等により作業範囲を明示してください。
- ・台車、コンテナ等を使用する場合は、周囲の車両及び来場者に十分注意してください。

(2) 安全確保

- ・屋外にテント等を設置する場合は、原則として開催当日に設営し、終了後速やかに撤去してください。
- ・テントを設置する場合は、突風等による飛散を防止するため、テントの大きさ及び構造に応じた十分な重量のウェイトを各支柱に設置してください。また、安全確保のため、ウェイト周辺の養生を行うとともに、ジョイント部分の補強その他必要な飛散防止対策を講じてください。
- ・テント、看板、商品、展示物その他の物品は、強風等により飛散しないよう適切に固定してください。
- ・イーゼル、看板等を設置する場合は、転倒しないよう必要な固定措置を講じてください。
- ・強風、大雨その他仮設物の飛散又は転倒のおそれがある場合は、速やかにテント、イーゼルその他仮設物を撤去してください。
- ・来場者の動線上に電気配線を行う場合は、美観に配慮するとともに、歩行の支障とならないよう配線カバー等による養生を行ってください。
- ・火気又は燃料（LPガスボンベ、カセットボンベ等を含む。以下同じ。）を使用する場合は、店舗ごとに消火器を設置してください。
- ・発電機を使用する場合は、周囲をカラーコーン等で区画し、来場者が容易に接触できない措置を講じてください。
- ・発電機は換気の良い屋外に設置し、排気ガスが来場者又は建物内に流入しないよう十分配慮してください。
- ・火気、燃料又は発電機等を使用する位置は、実行委員会が指定する区域内の安全な場所に限るものとし、出店者が勝手に配置を変更することは禁止します。

- ・来場者の滞留又は行列の発生が予想される場合は、出店者において整理誘導を行い、周囲の通行の妨げとならないよう努めてください。
- ・実行委員会が安全確保上必要と認めた場合は、出店者はテント、設備、機材その他の配置変更、撤去、使用停止その他必要な措置に関する指示に従ってください。

（３）電気器具を使用する場合

- ・協働センターの電力を使用する場合は、事前に使用する電気機器及び消費電力を申告し、実行委員会が認めた範囲内で使用してください。
- ・負荷電流を超える機器の使用及びタコ足配線は禁止します。
- ・電気配線は必要に応じて防水措置を講じるとともに、来場者の歩行に支障が生じないよう適切な措置を講じてください。
- ・その他必要な安全対策を講じてください。

（４）携帯発電機・燃料を使用する場合

- ・発電機や可燃性燃料（ガソリン携行缶、ガスボンベ等）を持ち込む場合は、必ず事前に実行委員会へ申告し、承認を得てください。承認のない燃料の会場内への持ち込みは禁止します。
- ・【ガソリンの制限】発電機等に使用するガソリンは、必ず事前に満タンに給油した状態で持ち込んでください。火災予防及び安全管理上、会場内へのガソリン携行缶（予備燃料）の持ち込み、及び会場内（車両内を含む）での発電機や車両への給油・燃料補給行為は一律禁止します。開催時間中に燃料が切れた場合は、その時点で該当機器の使用を停止していただきます。
- ・【ガスボンベの制限】調理等で使用するＬＰガスボンベは、必要最小限の持ち込みとしてください。カセットボンベ等の予備燃料は、火気から十分離れた安全な場所（直射日光の当たらない日陰等）で保管してください。
- ・燃料は、転倒、漏えい、および一般来場者による接触を防止する措置を講じてください。
- ・その他必要な安全対策を講じてください。

（５）看板・装飾及び販売商品の制限

- ・サイン、ＰＯＰ等の広告物は、来場者に分かりやすい表示としてください。また、突風等による飛散を防止するため、必要な飛散防止対策を講じてください。
- ・出店区画内であっても、施設の美観を損ねるような貼り紙、垂れ幕等の掲出は行わないでください。
- ・商標権、著作権その他知的財産権を侵害する商品は販売しないでください。
- ・法令に違反する物品、模倣品、生き物、医薬品、手作り化粧品（石鹸等を含む）、その他公序良俗に反する物品、又は実行委員会が不適切と判断した物品の販売、展示又は配布は禁止します。
- ・刃物、危険物その他来場者の安全を損なうおそれのある物品の販売又は展示は禁止します。

（６）清掃・片付け等

- ・出店場所周辺において、自ブースに関連するごみ（飲食容器、包装資材、商品の端材等）が散乱しないよう、積極的に清掃を行ってください。
- ・営業終了後は、出店場所及びその周辺の清掃を行い、路面等に付着した汚れ（油染みやゴミの付着等）については出店者の責任を持って除去してください。
- ・出店に伴い油類、塗料その他路面を汚損するおそれのある物品を使用する場合は、あらかじめシート等を敷設し、路面の汚損防止措置を講じてください。
- ・ごみは出店区画内や会場内に放置せず、各自で必ず持ち帰ってください。
- ・出店に起因して第三者に損害を与えた場合は、出店者の責任において誠意をもって対応してください。
- ・体験型出店等を実施する場合は、来場者が使用する工具、器具、資材等の安全管理を徹底してください。

2 食品衛生について

（１）許可書類

- ・食品を販売する場合は、事前に浜松市保健所へ確認し、必要な営業許可（キッチンカーを含む。）を取得するとともに、営業許可を要する場合は、営業許可書の写しを申請時に提出してください。
- ・食品を販売する場合は、食品衛生責任者を配置し、食品衛生責任者証の写しを申請時に提出してください。
- ・食品を販売する場合は、ＰＬ保険（生産物賠償責任保険）に加入し、その証券等の写しを申請時に提出してください。
- ・営業許可を要する場合は、営業中、許可証等を出店場所の見やすい位置に掲示してください。

（２）食の安心・安全

- ・食品への異物混入防止を徹底してください。
- ・食品の原材料及びアレルギーに関する情報について、来場者から求めがあった場合は、適切に説明できるようにしてください。
- ・食品の保存温度、加熱温度等に十分留意し、食中毒の発生防止に万全を期してください。なお、万が一食品の販売に起因する食中毒その他の事故が発生した場合は、出店者の責任と費用において対応するものとし、実行委員会の責に帰すべき事由がある場合を除き、実行委員会は一切の責任を負いません。

3 防災・防犯管理

（１）事件・事故対応

- ・事件又は事故が発生した場合は、来場者の安全を最優先とし、必要に応じて消防、警察その他関係機関へ通報するとともに、速やかに実行委員会へ連絡し、その指示に従ってください。
- ・負傷者が発生した場合は、必要に応じて応急措置及び救急要請を行うとともに、速やかに実行委員会へ報告してください。
- ・来場者との間で苦情、トラブル等が発生した場合は、出店者のみで対応せず、速やかに実行委

員会へ報告してください。

- ・ 出店に起因して来場者その他第三者に損害を与えた場合は、出店者の責任において誠意をもって対応するとともに、速やかに実行委員会へ報告してください。
- ・ 実行委員会が避難、営業停止その他安全確保のため必要な指示を行った場合は、直ちにこれに従ってください。

（２）火災予防

- ・ 協働センター敷地内は禁煙です。
- ・ 石油ストーブ、電気ストーブその他火災の危険がある暖房器具の使用は禁止します。
- ・ 火気使用中は、その場を離れないでください。
- ・ L P ガスボンベやカセットボンベ等の燃料を使用する場合は、確実に転倒防止措置を講じてください。
- ・ 火気又は燃料を使用する場合は、周囲の安全を十分確保してください。